C
C
C
B
C
C
C
C
C
B
C
C
A

C	
C	C
C	C
B	B
	B
	B
C	C
C	C
C	B
C	
	C
C	A
B	A
C	C
	C
C	B
A	A
	B
	B

	B
	A
	B
	A
	A

○文部科学省告示第十三号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条の規定に基づき、次の専修学校の専門課程を、当該課程を修了した者が専門士と称することができる課程として認めたので、同規程第四条第一項の規定に基づき告示し、この告示の日以後に当該課程を修了した者について適用する。

平成二十七年二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
北海道	青山建築デザイン・医療事務専門学校	商業実務分野専門課程　医療事務学科
	釧路孝仁会看護専門学校	医療専門課程　看護学科
	札幌スイーツアンドカフェ専門学校	衛生専門課程　スイーツパティシエ科
	中村記念病院附属看護学校	医療専門課程（３年）　看護学科
青森県	青森市立高等看護学院	医療専門課程　看護学科（夜間部）
岩手県	専門学校盛岡カレッジオブビジネス	商業実務専門課程　ホテルビジネス科
		商業実務専門課程　ブライダルビジネス科
宮城県	仙台こども専門学校	教育社会福祉専門課程　こども総合学科
	仙台総合ビジネス公務員専門学校	商業実務専門課程　経理ビジネス科
		商業実務専門課程　情報システム科